



金沢市公報

号外第18号

平成20年(2008年)6月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

ページ

●公営企業告示

- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建設課) 1

告 示

●金沢市公営企業告示第10号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成20年6月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成20年6月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 田上本町、高柳町、田上本町土地区画整理事業地及び戸板第2土地区画整理事業地の各一部
 - (2) 大桑町及び野田土地区画整理事業地の各一部
 - (3) 忠繩町、八田町、南森本町、北間町、須崎町、湊2丁目、戸板第2土地区画整理事業地及び無量寺第2土地区画整理事業地の各一部
 - (4) 専光寺町、赤土町及び佐奇森町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町ハ272番地
名称 西部水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (4) 2の(4)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

平成20年(2008年)6月1日 印刷
平成20年(2008年)6月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)